

【報酬告示の改正案】

介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

(平成 27 年 4 月施行分)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注13まで及びベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費のイからハまでの注4から注6まで及びベへの規定による加算に係る費用の額 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注5から注7まで、ロ及びハへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイの注5から注7まで、ロ及びハへの規定による加算に係る費用の額 三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注7から注12まで及びチの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注6から注10まで並びにベへの規定による加算に係る費用の額 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注3及びベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3及びロの規定による加算に係る費用の額	一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費のイからハまでの注11から注13まで及びベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費のイからハまでの注4から注6まで及びベへの規定による加算に係る費用の額 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注5から注7まで及びハへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費のイの注5から注7まで及びハへの規定による加算に係る費用の額 三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハまでの注7から注12までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注6から注10までの規定による加算に係る費用の額 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費のイの注3の規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注3の規定による加算に係る費用の額
五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからホまでの注5、ベ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のイの注2、チ及びリの規定による加算に係る費用の額 六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注4、ホ及びベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、ト及びチの規定による加算に係る費用の額 七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホ及びベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホの注2及びロの規定による加算に係る費用の額 八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注15、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額並びにイ(6)、イ(7)、ロ(8)、ロ(9)、ハ(6)、ハ(7)、ニ(7)及びニ(8)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)に係る費用の額並びにイ(5)、イ(6)、ロ(7)、ロ(8)、ハ(5)、ハ(6)、ニ(6)及びニ(7)の規定による加算に係る費用の額 九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のベ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のニ及びロの規定による加算に係る費用の額 十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額 十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基	五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからホまでの注5及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のイの注2及びリの規定による加算に係る費用の額 六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注4及びホの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2及びチの規定による加算に係る費用の額 七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のベへの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホの規定による加算に係る費用の額 八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額並びにイ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)の規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(4)、ロ(6)、ハ(4)及びニ(5)に係る費用の額並びにイ(6)、ロ(8)、ハ(6)及びニ(7)の規定による加算に係る費用の額 九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のニの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの規定による加算に係る費用の額 十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注1から注3までの規定による加算に係る費用の額 十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基

準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注6から注11まで並びにホからトの規定による加算に係る費用の額 十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハ及びニの規定による加算に係る費用の額 十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のハ及びニの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のハ及びニの規定による加算に係る費用の額 十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイの注7及びトからヌまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7及びニからヘまでの規定による加算に係る費用の額 十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のト及びチの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のト及びヘの規定による加算に係る費用の額 十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のホ及びヘの規定による加算に係る費用の額 十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のベからリまでの規定による加算に係る費用の額	準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注10まで及びヘの規定による加算に係る費用の額 十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のニの規定による加算に係る費用の額 十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のニの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のニの規定による加算に係る費用の額 十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のホ及びトの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のハ及びホの規定による加算に係る費用の額 十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のチの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のトの規定による加算に係る費用の額 十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のヘの規定による加算に係る費用の額 十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のホからリまで及びヌの規定による加算に係る費用の額
--	---